

返還料表	
退社時期	返還するコンサルティング料
入社から1ヶ月未満	80%
入社から3ヶ月未満	50%
入社から6ヶ月未満	10%

1. 被採用者が自己都合により入社後6ヶ月未満に退職した場合
退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、上記の表に従いに返還する。
2. なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であっても退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、この場合）上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの場合、上記の報酬返還は適用されない。

形態で甲において職務遂行経験があった場合であっても、